上告は百害あって一利なし

- 開門を巡る諍いに終止符を打つために -

2010年12月11日 よみがえれ!有明訴訟弁護団

佐賀地裁に続き、再び、国に潮受堤防排水門の開門を命じた12月6日の福岡高裁判決は、あらゆるマスコミが支持しました。いま、この判決に対する国の対応に世論の注目が集まっています。

そのようななか、2012年度中に長期開門を実施、ただし、開門は、佐賀地裁、福岡高裁が命じた常時開門 とは異なる段階的開門または制限付開門の開門方法によるべきであるので上告はやむをえない、という内容で国 が検討しているとの報道が流れました。

これに対し、弁護団は、12月9日付弁護団見解で、上告は真の解決にはならず、百害あって一利なしである という見解を発表しました。この見解には、漁民のみなさんをはじめ、多くのみなさんの賛同が集まっています。 なぜ、上告は百害あって一利なしなのか、あらためて、みなさんにお訴えしたいと思います。

高裁判決に対する上告は、そもそも上告の制度になじまない

福岡高裁は、佐賀地裁の結論を支持し、従来の判例理論の枠組みのなかで、ひとつひとつ国の主張を事実に基づいて退け、開門命令の判決を言い渡しました。

地裁と高裁の審理は事実の認定と法律判断について行われます。地裁の事実認定に不服があれば、高裁でふたたび事実を争えます。これに対し、上告審の最高裁判所では、高裁の事実認定を前提として、憲法違反や判例違反、法律違反などの法律判断について行われるのが原則です。

従来の判例理論の枠組みで、事実認定で開門を命じた高裁判決に、国が上告することは、そもそも上告審の制度のうえから問題があります。

上告審の制度の原則を踏み外してまで、なりふりかまわず国が上告するのは、国に対する不信感をあおります。

開門方法に限定した上告はありえない

1審の佐賀地裁でも控訴審の福岡高裁でも、国が争ってきたのは、開門すべきか否かでした。国は裁判のなかで、干拓事業と漁業被害との因果関係はない、開門すると農業や防災が台なしになるなどと主張して、開門に反対しました。開門するのはいいけれども、開門方法が問題だ、などという国の主張は、佐賀地裁、福岡高裁を通じて、一切ありません。

このような経過をたどった裁判を不服として上告するということは、開門すべきではないという態度を裁判所に対して表明することにほかなりません。

開門の是非についての論争を繰り広げてきた裁判で、突然、開門するのは認めるけれども、その開門方法が問題だ、などという上告の方法はありえません。

その点でも、なりふりかまわない上告という批判と不信を免れません。

佐賀地裁と福岡高裁が命じた5年間の常時関門に関する法的義務は、 段階的開門の妨げにはならない

報道によると、判決の命じた5年の常時開門は、国の検討している段階的開門を実施する妨げになるというのが、上告を検討する理由だということのようです。その言い分には全く道理がありません。

判決の命じた5年の常時開門は、裁判で勝訴した原告漁民に対する義務です。世間一般に対する義務ではありません。裁判で勝訴した原告漁民さえ同意すれば、5年の常時開門を絶対視する必要は全くありません。それは普通の裁判で判決が被告に対して100万円を支払えと命じても、勝訴した原告が80万円でいいと言えば、そ

れですむのと同じです。

そもそも段階的開門は、福岡高裁の審理のなかで、今回勝訴した原告の漁民側から漁業と農業、防災が両立する開門方法として提案し、国に開門協議を呼びかけたものです。勝訴した原告漁民は、みずから提案した段階的開門方法で国と協議する用意がありますから、今回判決が命じた5年の常時開門は段階的開門の妨げにはなりません。

上告は、開門をめぐる諍いを固定する

先にも述べましたように、開門をすることが是か非かを争った裁判で上告するということは、開門しないという裁判上の態度表明にほかなりません。そのようなときに、裁判外で開門を検討すると述べても、説得力はありません。佐賀地裁の開門命令の判決に控訴するとき、控訴はするけれども、同時に開門を検討すると前政権の農水大臣が述べたことを、マスコミはジギルとハイドに例えて批判しました。今度の政権も同じ過ちを繰り返すのでしょうか。

一方で、裁判上では開門すべきでないと主張し、他方で、裁判外では開門を検討すると発表するような矛盾した分かりにくい対応は、今後の合意形成のうえでも大きな障害になります。

いま、開門に反対する人々は、さかんに国に上告を働きかけています。これまで、わたしたちは、事実に基づいてきちんと協議すれば落ち着くところに落ち着くという立場から、開門に反対する人々に話し合いを呼びかけました。ところが、国が裁判で係争中であるからという理由で、話し合いにすら応じてもらえませんでした。そのような回答は文書のなかで明確に書かれています。上告は、開門に反対する人々に、不要な期待をもたせ、開門の合意形成を妨げるでしょう。

また、ジギルとハイドのような対応は、開門を求める人々にも、国への不信感を助長します。

これまで国は、農水省がみずから設置したノリ第3者委員会が短期・中期・長期の開門調査を提案したにもかかわらず、中期・長期の開門調査をサボタージュしました。政権交代の際に民主党が開門を公約したにもかかわらず、うやむやのままです。今年の4月に農水省に設置された検討委員会の郡司座長が「開門調査を行うことが至当」と報告したにもかかわらず、今回、高裁判決でふたたび開門を命じられるまで、まったく具体化しないままでした。このうえ開門命令を不服として上告されては、ますます国に対する不信はつのるばかりです。

現在、長崎地裁に開門を求める諫早湾内漁民が原告の4つの裁判が継続しています。国が上告するならば、わたしたちは、確実な開門を求めて、これらの裁判でも開門命令の判決を目指さざるをえません。

無意味な上告は、開門をめぐる紛争を固定化し、合意形成を困難にしてしまいます。

長年の諍いに終止符を打つための最善の方策は、上告を断念したうえでの開門協議

4月に発表された検討委員会の郡司座長報告は、「開門をめぐる諍いに終止符を打つため、開門調査を行うことが至当」と述べています。

1989年の起工式以来、諫早湾干拓事業をめぐる諍いは20年以上の月日が経過しています。明確な高裁判決が出た今、あまりにも長期にわたる諍いに終止符を打つ絶好のチャンスが訪れました。

この諍いに終止符を打つためには、郡司座長報告の精神に立って、上告を断念し、国が開門の確固とした態度を表明することです。そのうえで、長崎地裁に残された裁判の手続きの上でも、裁判の外でも、開門賛成派、反対派を問わず、事実に立脚した議論を行うための、開門協議をただちに開始することが重要です。

長年の諍いに終止符を打ち、合意形成を促し、漁業と農業、防災がともに成り立つ開門を実現するためには、 それこそが最善の方策です。

開門は、野党時代、さかんに諫早湾干拓事業を批判し、事業批判の急先鋒に立ってきた菅首相の、言行一致の 政治姿勢が問われる試金石です。